

納 税 対 応 状 況 申 出 書

年 月 日

北海道知事 様

（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助事業者（団体等名及び代表者氏名）㊦

納 税 対 応 （ 予 定 ）		該 当 項 目
1	免税事業者	
2	簡易課税制度適用者	
3	一般事業者	
	（1）課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上	
	（2）課税売上高が5億円超か課税売上割合が95%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	(ア) 課税売上対応	
	(イ) 共通売上対応	
	(ウ) 非課税売上対応	
4	公共法人等で特定収入割合5%を	超える
		以 下

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（3のうち(2)のイの(ウ)以外の者を除く。）すること。

2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。

3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

別記第2-1号様式（第6-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった消費・安全対策事業については、申請のとおり承認し、補助対象事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額	金額	
消費・安全対策事業（畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業））	推進事業	円	円	年月日
	整備事業			
消費・安全対策事業（農業生産資材安全使用等総合推進事業）	ヘブタクロル残留等対策事業			
	農薬適正使用推進事業			
消費・安全対策事業（植物防疫推進事業）	ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業			
合	計			

- 2 補助対象経費の配分のうち、費目相互間の経費の額の流用をすることはできません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助対象事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。
- (1) 事業実施計画書に掲げる目標の追加又は削除
  - (2) 事業実施計画書に掲げる目標値の変更
  - (3) 事業実施主体の変更
  - (4) 補助金の増額を伴う変更
  - (5) 費目の新設又は廃止
  - (6) 費目ごとの補助対象経費の30パーセントを超える増減（事業内容の変更を伴わない場合を除く。）
  - (7) 整備対象農場の変更
- 4 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。
- 5 補助対象事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、

調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従わなければならず補助対象事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令りません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにすべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助対象事業に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん功届又は機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。
- 11 補助対象事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 12 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 13 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第11項の実績報告書に準じた書類を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。
- 14 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 15 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。
- 16 取得財産等(事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったとみなします。
  - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
  - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りではありません。
- 17 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、承認に係る補助対象物件に係る残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 18 補助対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 19 補助対象事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助対象事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農水交付規則」という。)第5条に規定する期間)を経過

していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

- 20 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 22 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 23 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 24 補助事業者は、補助対象事業の執行に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農水交付規則等の法令、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）（本書中「国要綱」という。）、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知）、消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（平成17年7月15日付け支援第431号北海道農政部長通知。本書中「事務取扱要領」という。）の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
- 2 第1項の表中「費目」のうち、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。この場合において、消費・安全対策事業（畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業））の整備事業がない場合は、第3項の(7)は削除すること。
  - 3 市町村以外の補助事業者には、第9項の次に次の事項を加え、第10項以降を順次繰り下げることに。
  - 10 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。
  - 11 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国要綱別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者につ

- いては、入札等に参加させてはなりません。
- 4 納税対応状況申出書を提出した補助事業者等が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、第11項の次に次の事項を加え、第12項以降を順次繰り下げる  
こと。
    - 12 補助事業者は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
    - 13 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領に定める別記第3号様式により、その金額（実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。  
また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事（総合振興局長（振興局長））に報告しなければなりません。
  - 5 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されていない場合においては、第13項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

別記第2-2号（一般事業）様式（第6-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった消費・安全対策事業については、申請のとおり承認し、補助対象事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額	金額	
消費・安全対策事業（地域での食育の推進事業（一般事業））	食育推進検討会の開催	円	円	
	課題解決に向けたシンポジウム等の開催			
	食育推進リーダーの育成及び活動の促進			
	食文化の保護・継承のための取組支援			
	農林漁業体験の機会の提供			
	和食給食の普及			
	学校給食における地場産物等活用の促進			
	共食の場における食育活動			
	環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組			
	食品ロスの削減に向けた取組			
合 計				

2 次の各号のいずれかに該当する補助対象事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

- (1) 事業実施計画書に掲げる目標の追加又は削除
- (2) 事業実施計画書に掲げる目標値の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 補助金の増額を伴う変更
- (5) 補助金の30パーセント以上の減額を伴う変更
- (6) 費目の新設又は廃止
- (7) 補助対象経費の30パーセントを超える増減（事業内容の変更を伴わない場合を除く。）

3 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

4 補助対象事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。

5 補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助対象事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにすべきことを命じます。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 9 補助対象事業に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん功届又は機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。
- 10 補助対象事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 11 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 12 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第10項の実績報告書に準じた書類を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。
- 13 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 14 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。
- 15 取得財産等(事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったとみなします。
  - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
  - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りではありません。
- 16 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、承認に係る補助対象物件に係る残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 17 補助対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止したときにおいて、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 18 補助対象事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助対象事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)。以下「農水交付規則」という。)第5条に規定する期間)を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなら

りません。

- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 23 補助事業者は、補助対象事業の執行に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農水交付規則等の法令、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）（本書中「国要綱」という。）、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知）、消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（平成17年7月15日付け支援第431号北海道農政部長通知。本書中「事務取扱要領」という。）の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
- 2 第1項の表中「費目」のうち、必要のない「費目」がある場合 には、適宜削除して使用すること。
  - 3 市町村以外の補助事業者には、第8項の次に次の事項を加え、第9項以降を順次繰り下げることに。
  - 9 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。
  - 10 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国要綱別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
  - 4 納税対応状況申出書を提出した補助事業者等が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の



交付の申請を行った場合には、第10項の次に次の事項を加え、第11項以降を順次繰り下げる  
こと。

- 11 補助事業者は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
  - 12 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領に定める別記第3号様式により、その金額（実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。  
また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事（総合振興局長（振興局長））に報告しなければなりません。
- 5 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されていない場合においては、第13項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

別記第2-3号（補正事業）様式（第6-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった消費・安全対策事業については、申請のとおり承認し、補助対象事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額	金額	
消費・安全対策事業（地域での食育の推進事業（補正事業））	地域での食育の取組	円	円	
	共食の場における食育活動			
	食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援			
	農林漁業体験の機会の提供			
	学校における食育の取組			
	学校給食における地場産物等活用の促進			
	和食給食の普及			
	農林漁業体験の機会の提供			
	合 計			

- 2 次の各号のいずれかに該当する補助対象事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。
- (1) 事業実施計画書に掲げる目標の追加又は削除
  - (2) 事業実施計画書に掲げる目標値の変更
  - (3) 事業実施主体の変更
  - (4) 補助金の増額を伴う変更
  - (5) 補助金の30パーセント以上の減額を伴う変更
  - (6) 費目の新設又は廃止
  - (7) 補助対象経費の30パーセントを超える増減（事業内容の変更を伴わない場合を除く。）
- 3 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。
- 4 補助対象事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助対象事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の

交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 9 補助対象事業に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん功届又は機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。
- 10 補助対象事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 11 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 12 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第10項の実績報告書に準じた書類を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。
- 13 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 14 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。
- 15 取得財産等(事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったとみなします。
  - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
  - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りではありません。
- 16 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、承認に係る補助対象物件に係る残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 17 補助対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止したときにおいて、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 18 補助対象事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助対象事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)。以下「農水交付規則」という。)第5条に規定する期間)を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることが

あります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないうで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 23 補助事業者は、補助対象事業の執行に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農水交付規則等の法令、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）（本書中「国要綱」という。）、消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（令和4年度第2次補正予算事業分に限る。）実施要領（令和4年12月2日付け4消安第4667号農林水産省消費・安全局長通知）、消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（平成17年7月15日付け支援第431号北海道農政部長通知。本書中「事務取扱要領」という。）の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（ 部 課 係 ）


- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
- 2 第1項の表中「費目」のうち、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。
  - 3 市町村以外の補助事業者には、第8項の次に次の事項を加え、第9項以降を順次繰り下げる  
こと。
    - 9 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不  
適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。
    - 10 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り  
合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国要綱別記様式第12号に  
よる契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者につ  
いては、入札等に参加させてはなりません。
  - 4 納税対応状況申出書を提出した補助事業者等が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の  
交付の申請を行った場合には、第10項の次に次の事項を加え、第11項以降を順次繰り下げる  
こと。

- 11 補助事業者は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 12 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領に定める別記第3号様式により、その金額（実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事（総合振興局長（振興局長））に報告しなければなりません。
- 5 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されていない場合においては、第13項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事   
( 総合振興局長 (振興局長) )

補助金の不交付の決定について(通知)  
年 月 日申請の 事業に係る補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

( 部 課 係 )

（記号）第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助事業者名 ⑩

〇〇年度消費・安全対策事業消費税等仕入控除税額等報告書

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた 事業について、消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（平成17年7月15日付け431号北海道農政部長通知）第7の3の（2）の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4	要補助金返還相当額（3－2）	金	円

〔注〕記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付は不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 記の3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期を記載

申告予定時期                      年    月

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合、所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立される法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注1 この報告書には、3の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。



補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者名 \_\_\_\_\_

課税売上割合95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
-------------	--------	----------	--------	---

区分	補助対象 経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥	補助率 ⑧	補助金に係る 消費税等 仕入控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		


注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
- (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤×(課税売上割合)]
- (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)

（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者） 様

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助金の交付の決定について（通知）

年 月 日申請の

事業に係る補助金

の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、申請により概算払をしますので補助金等概算払申請書を提出してください。

（ 部 課 係 ）

注1 概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載すること。

2 補助事業者が、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資（国が行っている制度融資を除く。）を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に具体的に記載してある場合は、本文中のなお書の前に次の事項を追加すること。

また、補助事業を行うに当たって、国が行っている制度融資以外からの融資を受けるため、補助対象物件を担保に供したい旨申請があったことについては、次の条件により承認します。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高金額に国庫補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

( 総合振興局長(振興局長))

この承認の内容は、 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

( 部 課 係)

注1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更を承認し、平成  
年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に  
変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

( 総合振興局長(振興局長) )

- この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	変 更 前				変 更 後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費 目	金 額			費 目	金 額		
		円	円	年月日		円	円	年月日

( 部 課 係 )


- 注1 この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。
- 2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。
- 3 第2項中補助事業等名、補助対象経費の金額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
- 4 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙で処理すること。

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日申請に係る 事業の中止  
（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年 月 日

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

（ 部 課 係 ）

注1 中止又は廃止を承認する場合は、〔〕書きの箇所を削除すること。

2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔〕書きによることとし、記として不承認の理由を記載すること。

## 事業遂行状況報告書

- 1 補助事業者名
- 2 事業完了予定
- 3 実施状況

年 月 日

年 月 日現在

費 目	工 種	実 施 計 画		で き 高		進 捗 率 B / A	支 出 済 額	備 考
		事 業 量	事 業 費 A	事 業 量	事 業 費 B			
			円		円	%	円	

## 繰越等実施計画書

- 1 繰越後の事業完了予定  
2 実施計画

年 月 日

費目	工種	計 画			年度内実施予定				翌年度実施予定					年度内概算 予定補金	備 考
		事業量	事業費 A	補金	事業量	事業費 B	B/A	補金	事業量	事業費 C	C/A	補金	予定期間		
			円	円		円		円		円		円	年 月 ～ 年 月  年 月 ～ 年 月  年 月 ～ 年 月		年度内概算 予定補金根拠
計														円	


注 「予定期間」欄は、各費目ごとの予定工期を記載すること。

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、  
事業の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 事業完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）  
は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局等の長に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

（ 部 課 係 ）




（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による 事業  
に係る補助金の交付の決定を、次のとおり取り消します。

年 月 日

北海道知事   
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

（ 部 課 係 ）

注 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による 事業  
に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金「金 円」の返還を  
命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長等の長)が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係 ）

注1 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

2 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	変 更 前				変 更 後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額			費目	金額		
		円	円	年月日		円	円	年月日

（ 部 課 係 ）


- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
- 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
- 4 第3項中補助事業等名、補助対象経費の金額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
- 5 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙で処理すること。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金「金 円」の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事   
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長等）が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	変 更 前				変 更 後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額			費目	金額		
		円	円	年月日		円	円	年月日

（ 部 課 係 ）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
- 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
- 4 第5項中補助事業等名、補助対象経費の金額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
- 5 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙で処理すること。
- 6 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業  
に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

年 月 日

北海道知事 印

（ 総合振興局長（振興局長） ）

1 削除事項

(1)

(2)

2 追加事項

(1)


(2)

（ 部 課 係 ）

注 この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者） 様

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

〇〇事業に係る補助金の概算払について（通知）

年 月 日申請に基づき、 事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記


- |   |          |   |    |
|---|----------|---|----|
| 1 | 概算払をする時期 | 月 | 日頃 |
| 2 | 概算払をする額  | 金 | 円  |

（ 部 課 係 ）

注 概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、この通知後直ちに支払うものにあつては、おおよその月日を記載しても差し支えないものであること。

（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者） 様

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

〇〇事業に係る補助金の概算払について（通知）

年 月 日申請に基づき、 事業に係る  
補助金については、次の理由により概算払いをしないことと決定したの  
で通知します。

記

補助金の概算払をしない理由


（ 部 課 係 ）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金に係る  
事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付け  
られた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行  
することを命じます。

年 月 日

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

（ 部 課 係 ）




（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金に係る  
事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及び  
これに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるの  
で、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを  
命じます。

年 月 日

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

1 講ずべき是正措置は、次のとおりです。

(1)

(2)

2 是正措置は、 年 月 日までに完了させること。

3 是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を知事（総合振興局等  
の長）に報告すること。

4 この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の  
全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付さ  
れた補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（ 部 課 係 ）

注 講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。


別記第12-3号様式（第16-3関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号達で命じた事業の遂行の停止を解除します。

年 月 日

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

（ 部 課 係 ）

補助事業に係る機械導入完了報告書

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長 (振興局長) )

(補助事業者名) ㊞

年 月 日付け (記号) 第 号指令で補助金の交付の決定を受けた  
事業に係る機械の導入が完了したので報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 機械の導入状況

機械の名称	
規格・型式等	
購入価格	円
購入年月日	
機械の納入者	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	

- 注1 この様式は、機械を導入したときに使用すること。
- 2 同じ種類の機械を同時に複数台導入した場合、「2 機械の導入状況」の表を「別紙のとおり」と書き換え、別紙にて一覧にまとめることは差し支えないこと。
- 3 「機械の納入者」欄には、補助事業者が機械を売り渡した者を記載すること。
- 4 「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、補助事業者において確認又は検査を行った場合に記載すること。

補助事業等に係る建設工事完成検査調書

事業名

---

工事目的物の名称

---

着工 年 月 日・完成 年 月 日

---

補助事業者名

---

上記の建設工事は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完成したことを認めます。

年 月 日

検査員 所 属  
職氏名

Ⓜ


注 検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の建設工事は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

補助事業遂行計画書

費目	工種	実施計画			年度でき高					翌年度繰越額			補助金概算 払受額	備考
		事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	支出済額		補助金	事業量	事業費	補助金		
							支出済額	支出未済額						
			円	円		円	円	円	円		円	円	円	完了予定年月日  年月日
計														

（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者） 様

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助金の額の確定について（通知）

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実  
地検査）した結果、 事業に係る補助金の額を次のとおり  
確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

（ 部 課 係 ）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号で通知した

事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金「金 円」の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局等の長）が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

補助金等交付状況報告書


事業名 消費・安全対策事業

計 画 承認年度	市町村名	総 事 業 費 (交付対象経費)	補助金交付 決 定 額	補助指令 年 月 日	補助金の 支 出 額	補助金交付 年 月 日	実績報告 年 月 日	補助金の額の 確 定 額	確 定 年 月 日
		円	円		円			円	
		上段 計画	変更	変更	概算				
		下段 実績			概算				
					精算				
					計				



（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者） 様

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

財産処分の承認〔不承認〕について（通知）

年 月 日付けで申請のあった 事業の財産処分については、※申請内容のとおり承認します。ただし、次の事項を守らなければなりません。〔次の理由により承認しないことと決定したので通知します〕。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。

（ 部 課 係 ）

注1 財産処分を承認する場合は、〔 〕書の箇所を削除すること。

2 承認に当たり、次の例を参考に必要な条件を付すこと。

- ① 承認に当たり、財産の取得に要した経費のうち補助金相当額（取得した財産の法定耐用年数を基に取得価格から減価償却費を減額した価格に補助率等を乗じて得た額をいう。）を納付させる場合は、納付すべき金額及び納付方法
- ② この承認を得て取得財産を処分した場合において、当該処分により収入金があったときは、当該収入金の額を含めた処分の内容を知事に報告すること。
- ③ 取得財産を処分することにより収入金があった場合で、当該収入金の額に補助率等を乗じて得た金額が2で算定した補助金相当額を上回るときは、これらを比較して多い方の額（ただし、補助金額を上限とする。）を納付させること。
- ④ 取得財産の譲渡先に対し、補助金等の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、当該譲渡する取得財産の処分を制限すること。

4 財産処分を承認しない場合は、標題中「承認」を「不承認」とし、本文中※印以降及びただし書を削り、〔 〕書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。

財 産 処 分 報 告 書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長 (振興局長) )

補助事業者名 ⑩

年 月 日付け (記号) 第 号で承認のあった財産  
を次のとおり処分したので報告します。

記

- 1 補助事業者名
- 2 財産の処分状況

物 件 名	処 分 方 法	金 額	処 分 年 月 日
		円	


注 処分に係る契約書の写しを添付すること。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金「金 円」の返還を命じます。

年 月 日

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長等)が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係 ）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものに使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
  - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
  - 4 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。